

【創設の目的】

患者への治療計画等の情報提供を含めた継続的な歯科医学的管理を行う、かかりつけ歯科医を評価する。

【施設基準】

- (1) 歯科医師が常時1名配置されていること。
- (2) 歯科診療報酬点数表区分番号 M000-2 に掲げる補綴物維持管理料の注1に規定する届出を行った保険医療機関であること。
- (3) 患者の病名、症状、治療計画及び治療期間等に関する治療計画を策定し、その内容について、別紙様式2又はこれに準ずる様式の文書により、患者に対して情報提供が現に行われていること。
- (4) 患者の求めに応じて、適切な情報提供、連絡調整が可能な体制を整えていること。
- (5) 当該地域において他の保健医療機関との連携体制が確保されていること。

【内容と変遷】

(平成12年度改定)

○かかりつけ歯科医初診料の新設

継続的な歯科医学的管理を行う、かかりつけ歯科医機能を評価した。

《算定要件の概要》

患者自身のスタディモデル（石膏模型）又は口腔内写真（カラー写真）を用いて、病状、治療計画等を説明した上で、文書による情報提供を行った場合に算定する。

- ・かかりつけ歯科医初診料（新設） 270点
- ・かかりつけ歯科医再診料（新設） 40点

(平成14年度改定)

○かかりつけ歯科医初診料の算定要件見直し（診療報酬点数は据え置き）患者説明用資料を見直し、より効果的な情報提供の推進を図った。

《見直しの概要》

スタディモデル又は口腔内写真と同等で患者がよりの確に病態や治療方針等を理解できる有効な方法を追加する等の所要の改善を行った。

（病態模型、病態図、病態写真等の患者説明用資料を追加した。）

(平成16年度改定)

○かかりつけ歯科医機能の評価の充実（かかりつけ歯科医初・再診療の引き上げ）

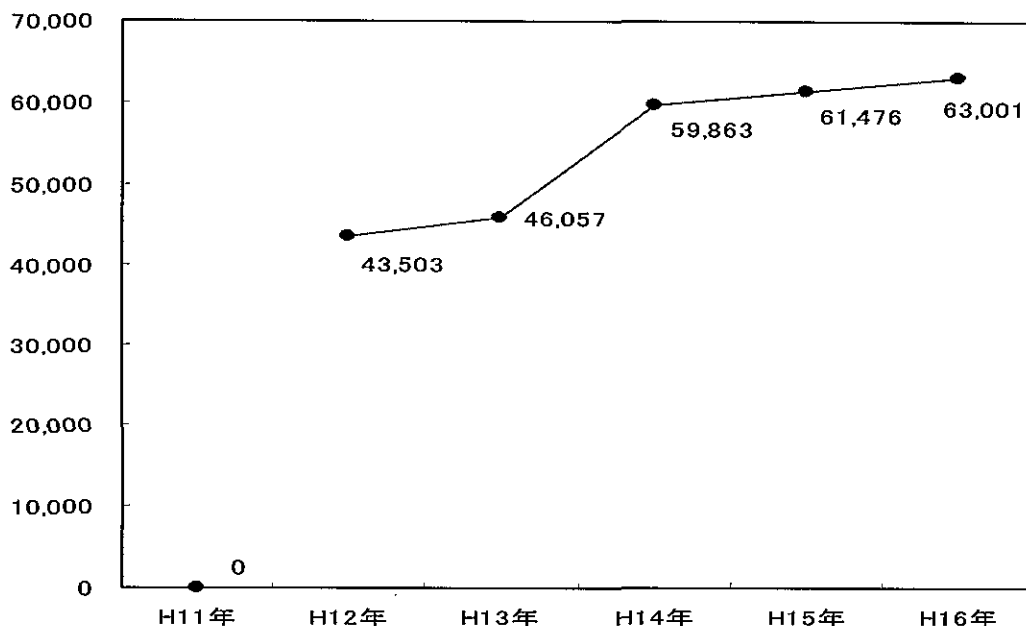
《機能評価の概要》

初診時における診察や患者への説明の重要性を評価するとともに再診時における治療の進行状況、次回の治療内容等に関する患者の視点重視した情報提供の推進等を評価した。

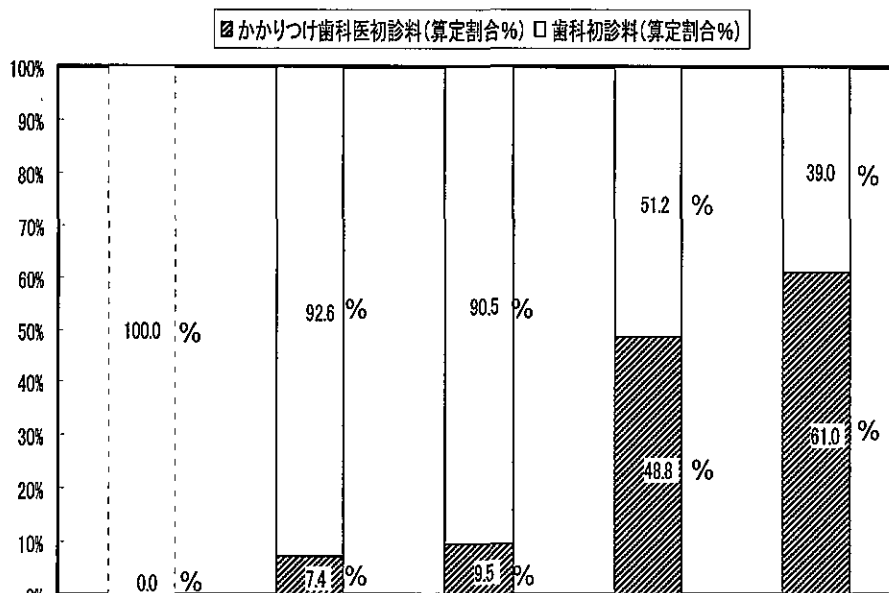
- ・かかりつけ歯科医初診料 270点 → 274点
- ・かかりつけ歯科医再診料 40点 → 45点

「かかりつけ歯科医初診料」の届出機関数及び算定件数の年次推移

かかりつけ歯科医初診料届出機関数の推移



算定された歯科初診料と
かかりつけ歯科医初診料の
構成割合の推移

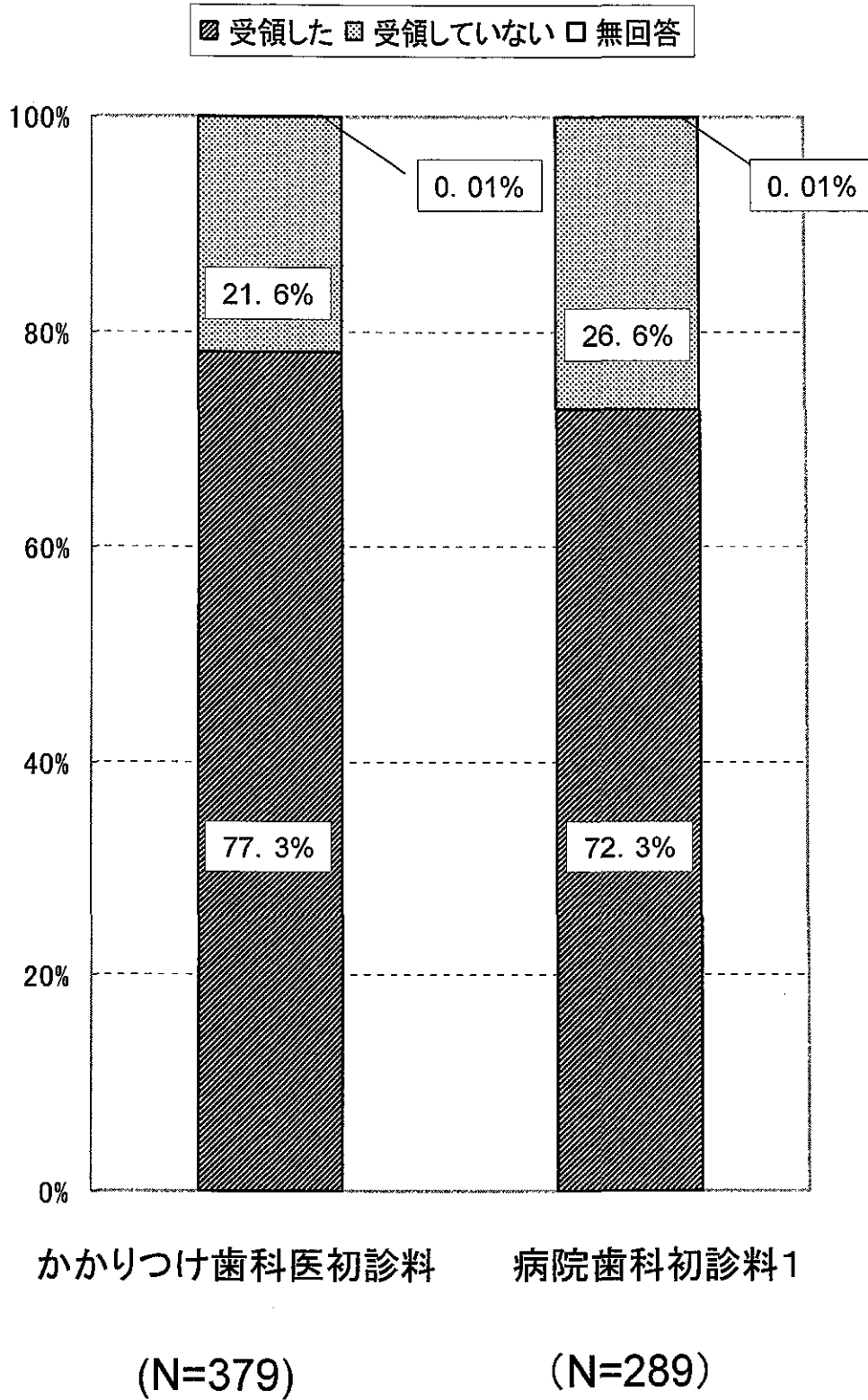


| | H11年 | H12年 | H13年 | H14年 | H15年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 初診料算定総数(千件) | 5,054 | 5,214 | 5,158 | 5,339 | 4,596 |

注：かかりつけ歯科医初診料は、平成12年改定時より導入された。

資料：社会医療診療行為別調査
及び保険局医療課調べ（各年7月1日現在）

患者の文書受領に関するアンケート



資料：歯科診療における患者満足度調査報告書

■新歯科医師臨床研修制度（平成18年度より必修化）

1. 歯科医師臨床研修の目標

患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、すべての歯科医師に求められる基本的・総合的な歯科診療能力を身につけ、生涯研修の第一歩とする。

2. 歯科医師臨床研修制度の必修化

| | | |
|---------|------|--|
| 臨床研修 | 努力義務 | → 診療を行うものは1年以上臨床研修を受けねばならない。 |
| 専念規定 | 規定無し | → 専念義務 |
| 修了後の手続等 | 報告 | → 歯科医籍に登録 |
| 診療所の開設 | | 臨床研修修了が開設者の要件に。 |
| 病院等の管理者 | | 臨床研修修了が管理者の要件に。 |
| 施行期日 | | 平成18年4月1日以降に歯科医師免許の申請を行い、歯科医師免許を受けたもの。 |

3. 研修プログラムに関する基準の概要

研修プログラムには、研修目標、研修計画、指導体制その他必要な事項が定められていること。

4. 新たな歯科医師臨床研修施設基準の概要

・単独型臨床研修施設

1 施設単独で12か月以上の臨床研修を行う。

・臨床研修施設群

管理型臨床研修施設と協力型臨床研修施設での研修を合わせることに
より、単独型臨床研修施設の研修プログラムに関する基準を満たすこと。
1施設につき、連続した3か月以上の臨床研修を行う。1か所の管理型臨
床研修施設と1～3か所の協力型臨床研修施設をローテーションする。

・研修協力施設

臨床研修施設での臨床研修を部分的に補うための研修を行う施設で、手
続きは登録のみ。研修期間は合計1か月以内。

・単独型臨床研修施設・管理型臨床研修施設としての指定は、現行の制度では病院のみが受けられたが、要件を満たすことにより、診療所も受けることができるようになった。

・医療安全管理体制の義務づけ

・入院症例の研修の義務づけ

5. 指導歯科医の資格要件

一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下のいずれかの条件に該当すること。指導歯科医は、臨床研修指導のための研鑽を続けなければならないこと。なお、臨床経験年数には、臨床研修期間を含むこと。

(1) 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催）等の指導歯科医のための講習会を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

(2) 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催）等の指導歯科医のための講習会を受講していること。

(3) 大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院においては、5年以上の臨床経験を有する者であって、大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院に所属し、当該病院長が発行した臨床指導経歴を示す教育評価及び業績証明書を有すること。なお、臨床指導経歴には卒前臨床実習指導を含むこと。

6. 研修歯科医の処遇

医師臨床研修医の処遇にかんがみ、相当の処遇が確保されることが望ましいこと。研修歯科医については、一般的には、労働者性が認められると考えられることから、労働基準法等労働関係法令に規定される労働条件に相当する処遇が確保されることが必要であること。

7. マッチング

臨床研修施設が研修歯科医を全国的に公募し、臨床研修を希望する者が研修プログラムを主体的に選択することが可能なシステムを創設することが必要である。

(歯科医師臨床研修制度に関する比較)

| | 現 行 | 平成18年4月以降 | 医 師 |
|-------------|---|--|--|
| 臨床研修 | 歯科医師は、免許を受けた後も、1年以上大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を行うように努めるものとする。 | 診療に従事しようとする歯科医師は、 <u>1年以上</u> 、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、 <u>臨床研修を受けなければならない</u> 。（歯科医師法第16条の2関係） | 診療に従事しようとする医師は、 <u>2年以上</u> 、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、 <u>臨床研修を受けなければならない</u> 。（医師法第16条の2関係） |
| 専念規定 | — | 臨床研修を受けている歯科医師は、 <u>臨床研修に専念し</u> 、その資質の向上を図るよう努めなければならない。（歯科医師法第16条の3関係） | 臨床研修を受けている医師は、 <u>臨床研修に専念し</u> 、その資質の向上を図るよう努めなければならない。（医師法第16条の3関係） |
| 修了時の 手続等 | 臨床研修施設の長は、臨床研修を行った者があるときには、当該臨床研修を行った旨を厚生労働大臣に報告するものとする。 | 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により臨床研修を修了した旨を <u>歯科医籍に登録</u> するとともに、臨床研修修了登録証を交付する。（歯科医師法第16条の4関係） | 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により臨床研修を修了した旨を <u>医籍に登録</u> するとともに、臨床研修修了登録証を交付する。（医師法第16条の4関係） |
| 診療所の 開設 | <u>歯科医師でない者が診療所</u> を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならない。 | <u>臨床研修修了歯科医師でない者が診療所</u> を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならない。（医療法第7条関係） | <u>臨床研修修了医師でない者が診療所</u> を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事等の許可を受けなければならない。（医療法第7条関係） |
| 病院等の 管理 | 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が歯科医業をなすものである場合は <u>歯科医師に管理</u> させなければならない。 | 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が歯科医業をなすものである場合は <u>臨床研修修了歯科医師に管理</u> させなければならない。（医療法第10条関係） | 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が歯科医業をなすものである場合は <u>臨床研修修了医師に管理</u> させなければならない。（医療法第10条関係） |

施設に関する基準

- ・ 研修管理委員会の設置
単独型・管理型臨床研修施設に設置する
- ・ 入院症例の研修が実施できること
臨床研修施設群の場合は、群に属するいずれかの施設で実施できること
- ・ 医療安全のための体制が整備されていること
- ・ 無床診療所が単独型・管理型臨床研修施設になる場合には、
 - ① 入院症例の研修体制が確保されていること
 - ② 2年以上連続した臨床研修の実績があること

研修期間に関する基準

- ・ 現行制度
主たる施設 1施設 8ヶ月 : 従たる施設 1施設 4ヶ月
- ・ 新制度
管理型臨床研修施設 1施設 3ヶ月以上
(3ヶ月を超える期間については1ヶ月単位で連続しなくてもよい)
: 協力型臨床研修施設 1施設以上 各3ヶ月以上
 - ・ 2か所以上の協力型臨床研修施設を回ることが可能に
 - ・ 研修期間の設定が柔軟に

人員に関する基準

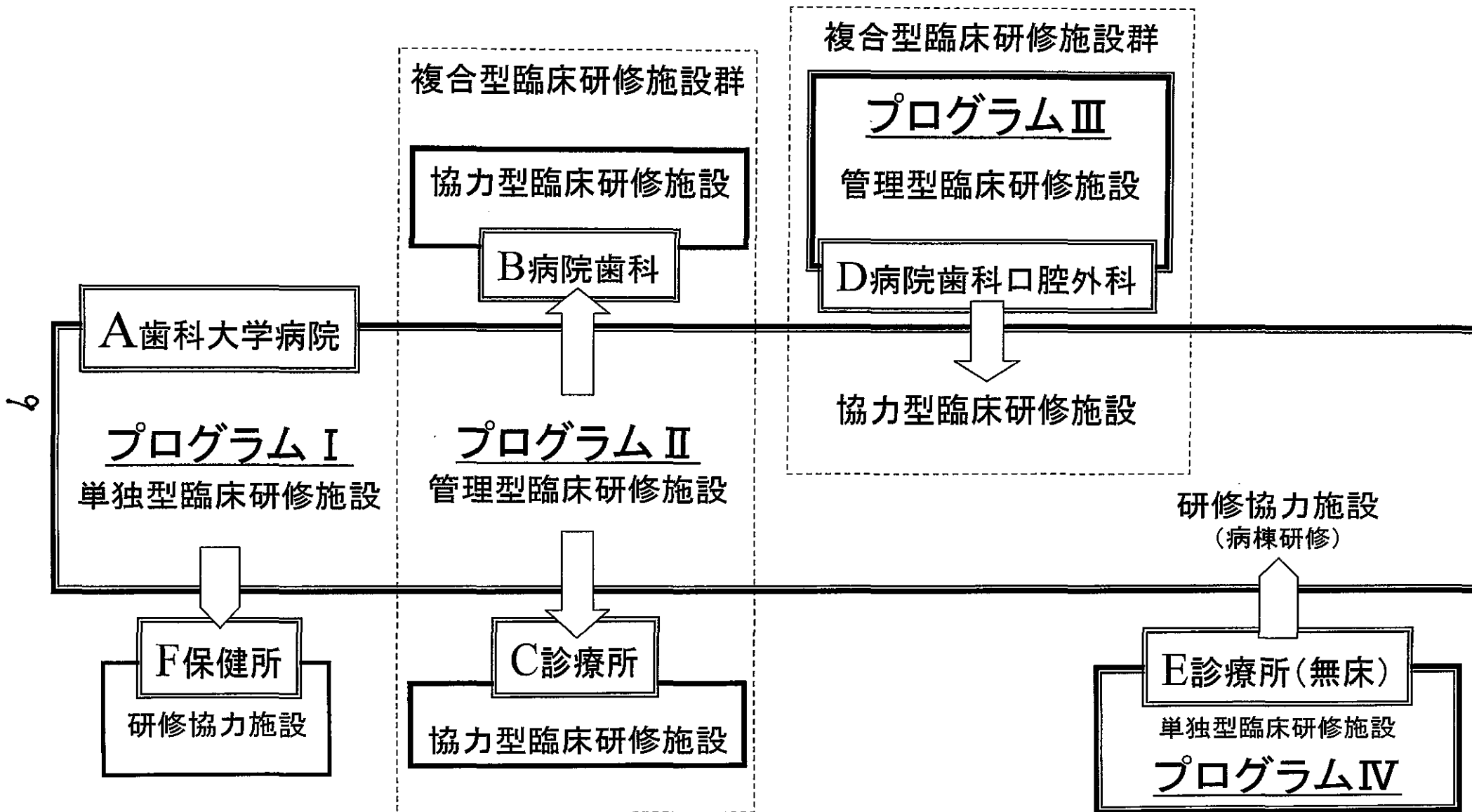
| | 単独型 | 管理型 | 協力型 |
|---------------------|--|--------|--------|
| 常に勤務する歯科医師の 人員基準 | 3名以上 | 2名以上 | 2名以上 |
| 常勤の指導歯科医 | | 1名以上必須 | |
| 歯科衛生士・看護師の 人員基準 | 常勤換算で、常に勤務する歯科医師と概ね 同数(歯科衛生士の配置:必須) | | |
| 研修歯科医の同時受入定員 | 指導歯科医数の2倍まで | | |
| プログラム責任者の配置 | 義務 | 義務 | 管理型に配置 |

指導歯科医の資格要件

一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下のいずれかの条件に該当すること。指導歯科医は、臨床研修指導のための研鑽を続けなければならないこと。なお、臨床経験年数には、臨床研修期間を含むこと。

- (1) ・7年以上の臨床経験
 - ・指導歯科医講習会の受講
 - ・都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましい
- (2) ・5年以上の臨床経験
 - ・日本歯科医学会分科会の認定医・専門医の資格
 - ・指導歯科医講習会の受講
- (3) ・大学附属病院での指導歯科医
 - ・5年以上の臨床経験
 - ・病院長が発行した臨床指導経歴を示す教育評価及び業績証明書を有する

臨床研修施設(群)と研修プログラム



歯科医師臨床研修の到達目標

「基本習熟コース」

研修歯科医自らが確実に実践
できること

- (1) 医療面接
- (2) 総合診療計画
- (3) 予防・治療基本技術
- (4) 応急処置
- (5) 高頻度治療
- (6) 医療管理・地域医療

「基本習得コース」

頻度高く臨床において経験す
ること

- (1) 救急処置
- (2) 医療安全・感染予防
- (3) 経過評価管理
- (4) 予防・治療技術
- (5) 医療管理
- (6) 地域医療

* いずれのコースの項目も全て必修

臨床研修病院入院診療加算

告示

臨床研修病院入院診療加算(入院初日) 30点

注 臨床研修病院(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院をいう。以下この表において同じ。)であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た臨床研修病院である保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料を除く。))のうち、臨床研修病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。

通知

- (1) 研修医が、当該保険医療機関の研修プログラムに位置づけられた臨床研修病院及び臨床研修協力施設において研修を受けている場合に算定できる。
- (2) 研修医の診療録の記載に係る指導及び確認は、速やかに行うこととし、診療録には指導の内容がわかるように指導医自らが記載を行い、署名をすること。
- (3) 加算の対象となる保険医療機関は、臨床研修病院であつて研修管理委員会が設置されている単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院(大学病院を含む。)である。